製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

令和８年 11 月 16 日制定
環境森林部山村・木材振興課

（趣旨）

第１条　県は、県内外に出荷される県内で製造、加工された製材品（以下「県産製材品」という。）に関して、中東情勢悪化による原油由来の梱包資材等の高騰が県内製材工場等の経営を圧迫していることから、価格高騰分を緊急的に支援し、安定的な生産体制の継続を図るため、予算で定めるところにより、県産製材品を出荷している木材関連事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第２条　前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

（１）　県産製材品の製造、加工を行う合法木材供給事業者と認定された者、または、COC 認証を取得して製材、加工に取り組む者であること。

（２）　県内に事業所を有し、補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

（３）　県税に未納がないこと。

（４）　地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

（５）　前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（６）　その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助額）

第３条　第１条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象経費	補助額
製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業補助金	梱包資材経費	定額：県産製材品出荷量 １㎥あたり２０円

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第５条　規則第３条第１号の事業計画書の様式は別記様式第１号、同条第２号の収支予算書の様式は別記様式第２号によるものとする。

２　規則第３条第４号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１）　第２条第３号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明。原則として申請を行う日から３か月以内のもの。(写しでも可)）

（２）　第２条第４号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第３号）

（３）　第２条第５号に係る誓約書（別記様式第４号）

（４）　合法木材事業者認定証の写し等

（５）　その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第６条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

（１）　この補助金に係る経費を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

（２）　知事は､規則に定めるもののほか､この事業の実施及び実績について必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求めることができるものとする。

（３）　その他規則及びこの要綱の定めに従うほか、補助事業については別に定める実施要領に従うこと。

（申請の取下げ）

第７条　規則第８条第１項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第８条　規則第 10 条第２項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（１）　補助金額の増額

（２）　補助金額の30パーセントを超える減額

（補助金の交付方法）

第９条　この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第 10 条　規則第 14 条第１項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の２月 26 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（１）　事業実績書（別記様式第１号）

（２）　収支決算書（別記様式第２号）

（３）　その他知事が必要と認める書類

２　第４条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

３　第４条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第１項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第５号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第 11 条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ１部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月 16 日から施行し、令和８年度の予算に係る製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業補助金から適用する。

別記
様式第１号（第５条、第 10 条関係）

事業計画（実績）書

１　事業の概要

（１）　事業の目的

（２）　取組の目標（成果）

２　事業の内容

月	出荷量	月	出荷量
４月		10 月	
５月		11 月	
６月		12 月	
７月		１月	
８月		２月	
９月		合計	
		補助金額（定額）	

※出荷伝票（出荷日、数量、販売者、購入者がわかるもの）を事業実施主体ごとにまとめ、県から指示があった際には速やかに指定された出荷日に係る分の写しを提出できる様にしておくこと。
※出荷伝票については、日ごとに出荷量をまとめ整理しておくこと。
※実績にあっては、月別出荷実績表(様式１号付表)も提出すること。

３　経費の配分　　（単位：円）

実施項目	事 業 費 (補助事業に要する経費) A＋B	経費内訳		備　考
		県補助金 A	その他 B	
梱包資材経費				
合　計				

※県補助金については、千円未満は切り捨てるものとする。

４　事業完了（予定）年月日

様式第１号付表　月別出荷実績表

(　　)月			
日付	主な出荷先	出荷量(㎥)	備考
１日			
２日			
３日			
４日			
５日			
６日			
７日			
８日			
９日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			
16日			
17日			
18日			
19日			
20日			
21日			
22日			
23日			
24日			
25日			
26日			
27日			
28日			
29日			
30日			
31日			
合計			

様式第２号（第５条、第 10 条関係）

収支予算（決算）書

１　収入の部　　（単位：円）

区　分	予算額	決算額	増　減	備　考
合　計				

２　支出の部　　（単位：円）

区　分	予算額	決算額	増　減	備　考
合　計				

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

宮崎県知事　　殿

住　　所
氏　　名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

１　領収証書の写し添付

□　当事業所は、現在　　市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→　６か月以内の領収証書の写しを添付してください。

６か月以内の領収証書の写しを添付してください。

２　添付する領収証書の写しがない場合等

（１）　特別徴収実施確認

□　当事業所は、現在　　市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→　確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※　各事業所で事前に記入しておいてください。

（２）　特別徴収義務がない

□　当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→　確認印を受けてください。

（３）　開始誓約

□　当事業所は、　　年　　月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。

→　確認印を受けてください。

市(町･村)確認印

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

宮崎県知事　　殿

住　　所
ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　　名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
生年月日　　年　　月　　日（性別）

誓　　約　　書

私は、　年度製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式第５号（第 10 条関係）

年　　月　　日

宮崎県知事　　殿

住　　所
氏　　名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　月　日付け（文書番号）により交付決定通知のあった製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業補助金について、製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第 10 条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１	補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額 （　年　月　日付け（文書番号）による確定通知額）	金	円
２	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
３	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
４	補助金返還相当額（３－２）	金	円